

外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手に係る
派遣公募型プロポーザル募集要領

泉大津市教育委員会事務局
教育部指導課

令和6年1月

1 業務目的

- (1) 外国語指導助手（以下「ALT」という。）は、子どもたちに、学習指導要領に基づく資質・能力及びコミュニケーション能力を身に付けさせるため、英語圏または英語を公用語とする国の出身の講師が担当し、主に外国語活動や外国語科、英語科の授業において、身に付けた内容を活用できる場面を創出するなどの工夫を行いながら、英語によるより実践的な外国語の指導を行う。
- (2) 英語イマージョン教育指導助手（以下「イマージョンALT」という。）は、(1)の目的に加え、異文化を理解し、国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人としての資質や能力を持った子どもを育成するため、英語による他教科の授業を行う英語イマージョン教育やその他、学校生活における生活英語の指導を行う。

2 業務概要

(1) 業務名称

外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手派遣業務

(2) 業務内容

〈ALT〉

ALTは、泉大津市立小中学校（以下「各学校」という。）における校長の指示を通じ、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

- ① 中学校における英語の授業、小学校外国語活動の授業、小・中学校における国際理解に関する授業の支援
- ② 総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援
- ③ 各学校における指導において、各学校の教職員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材等の研究や作成とその補助および提供
- ④ 定期的な英語放送
- ⑤ 放送テスト等音声教材の作成の支援
- ⑥ 校内で実施される学校行事への参加・参観（運動会・体育大会は除外）
- ⑦ 各学校における授業の反省・分析・評価への参加と情報提供
- ⑧ 教育委員会が雇用する新規ALTへのOJT（授業を見せながら、担当業務を行う上で必要な知識やスキルを指導）
- ⑨ 教育支援センターで教育委員会が主催する教職員への研修及び各学校における教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- ⑩ 英語スピーチコンテストに関わる指導及びその審査員

- ⑪ 国際交流事業における指導及び指導補助
- ⑫ 教育委員会事務局職員に対しての英会話指導
- ⑬ その他、各学校長が必要と認める関連業務

〈イマージョンALT〉

イマージョンALTは、英語イマージョン教育モデル校（以下「モデル校」という。）における校長の指示を通じ、学年担当教員及び外国語担当教員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

- ① 小学校1年生～6年生（合計12クラス）の英語による体育の指導及び小学校外国語活動の授業、総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援
- ② 定期的な英語放送
- ③ 一日の学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法・教材の開発・作成
- ④ 朝の会、帰りの会、休憩時間、給食時間、学校行事等における児童との英語による積極的なコミュニケーション
- ⑤ 教職員への英語指導
- ⑥ 教育委員会が雇用する新規ALTへのOJT（授業を見せながら、担当業務を行う上で必要な知識やスキルを指導）
- ⑦ その他、英語イマージョン教育及び国際理解教育の推進に校長が必要と認める業務

(3) 勤務場所

〈ALT〉

① 小学校（7校）

泉大津市河原町3-7	泉大津市立戎小学校
泉大津市昭和町2-27	泉大津市立旭小学校
泉大津市我孫子1-12-10	泉大津市立穴師小学校
泉大津市東助松町3-13-1	泉大津市立上條小学校
泉大津市千原町2-12-1	泉大津市立条東小学校
泉大津市宮町9-1	泉大津市立条南小学校
泉大津市我孫子2-4-7	泉大津市立楠小学校

② 中学校（3校）

泉大津市池浦町4-4-1	泉大津市立東陽中学校
泉大津市池浦町4-1-1	泉大津市立誠風中学校
泉大津市助松町2-13-1	泉大津市立小津中学校

〈イマージョンALT〉

泉大津市小松町5-6 泉大津市立浜小学校

(4) 契約期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

(5) 委託料(提案上限額)

16,854,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間に、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (5) 英語指導活動において、令和6年4月1日現在で3年以上の経営実績を有していること。
- (6) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間において、泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納していない者。
- (8) 別紙『外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手派遣業務仕様書』に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4 失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本事業について2案以上の企画提案をした場合

- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 審査結果通知日までに提案者が応募資格要件を満たさなくなった場合

5 応募手続

(1) 提出書類

- ①応募表明書（様式1）
- ②見積書（様式2）
- ③ALT派遣業務実績申告書（様式3）
- ④企画提案書（別紙『企画提案書の作成について』を参考に9部を提出すること。）

※9部のうち、正本1部には「会社名記載」、副本8部には「会社名記載なし」

- ・提案書を提出することができるのは1案だけである。
- ・提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、差替えは認めない。

(2) 提出方法

①提出期間

泉大津市役所の開庁日の 令和6年1月19日（金）午前8時45分から
令和6年2月9日（金）午後5時15分まで

②提出場所・方法

泉大津市教育委員会事務局（指導課 市役所3階）に持参により提出すること。

(3) 質疑

募集要領等に関する質疑については次のとおりとする。

①質疑方法

質問書（様式4）を用いて電子メールにより行い、送信後、泉大津市教育委員会事務局（指導課）へ電話にて着信確認を行うこと。

電話：0725-33-9357

宛先：メールアドレス：edu-kyomu@izo-ed.jp

②回答方法

電子メールにて回答後、本市ホームページにて内容を公開し共有する。

③注意事項

質疑は、受付日時までとし、日時を過ぎた場合には回答しない。

理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

6 選定方法等

(1) 事業者の募集方法

事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定のスケジュール

日程	内容
令和6年1月19日	募集要領の公表（泉大津市ホームページ）
令和6年1月25日	質疑の受付
令和6年1月26日	質疑の回答
令和6年1月19日 ～2月9日	提出書類の受付
令和6年2月13日	第1次審査（書類審査）の結果通知
令和6年2月14日	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 場所：泉大津市役所 4階401会議室
令和6年2月16日	優先交渉権者の決定
令和6年4月初旬	業務契約書の締結

(3) 審査方法

企画提案書提出期間終了後、外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手（ALT）に係る派遣公募型プロポーザル審査委員会事務局（泉大津市教育委員会事務局教育部指導課）（以下、「事務局」という。）において第1次審査（書類審査）を行い、上位3者については外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手（ALT）に係る派遣公募型プロポーザル審査委員会において第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。審査基準に基づき、内容及び提案書について総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

参加希望業者が1者であっても実施する。

①プレゼンテーション時間

各提案についてのプレゼンテーション：15分以内

プレゼンテーション後の質疑応答：10分以内

※大型モニター・電源延長コード以外のプレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は提案者において準備すること（準備時間：5分以内）

②業務実績及び委託料の審査（第1次審査）

審査点を審査委員1人20点満点とし、審査を行う。

（採点表に掲載している計算式により採点する。合計点が複数者同点となった場合、業務実績が直近の事業者を上位とする。）

③内容及び提案書の審査（第2次審査）

審査点を審査委員1人80点満点とし、以下の点について審査を行う

- ア 経営方針およびALT派遣業務に関する基本方針
- イ ALTの採用・管理・危機管理体制
- ウ ALTの研修体制及び内容の具体策
- エ 派遣が想定されるALTの具体的な経験や技能
- オ ALTの外国語・英語科以外の教科への指導の実績、英語イマージョン教育活動の具体的な内容について

④審査点数の付け方

別紙『令和6年度 外国語指導助手及び英語イマージョン教育指導助手（ALT）派遣公募型プロポーザル採点表』による。

⑤審査結果

審査員の点数に、第1次審査の点数を加算した点数をもって採点結果とし、その合計点において最高得点を得た者を最優秀提案者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。合計点が複数者同点となった場合、見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同額の場合は委員の投票により決定する。なお、合計点数500点のうち300点に満たない場合は失格とする。審査結果はメールにて通知を行う。

⑥注意事項

資料の追加配布は認めない。提案書において補足説明・アピールする点などについて説明を行うこと。

審査についての、評価、採点に関する異議は受け付けない。

7 その他

(1) 契約の締結

優先交渉権者と事務局で、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行い、契約内容を確定する。契約内容の確定後、優先交渉権者の契約の相手方として契約書を取り交わし、契約を締結する。ただし、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とすることもあり得る。

(2) 費用負担等

応募者の提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提案書類の扱い

応募者に対して、提出書類を返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 応募者の応募資格要件を満たさない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が各指定様式の作成要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2案以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他募集要領に定める条件に違反したとき